

令和元年9月6日

令和元年登米市議会定例会 9月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
報 告 第 14 号	継続費精算報告について	6
報 告 第 15 号	平成 30 年度登米市水道事業会計継続費精算報告について	9
報 告 第 16 号	平成 30 年度登米市健全化判断比率の報告について	11
報 告 第 17 号	平成 30 年度登米市資金不足比率の報告について	12
報 告 第 18 号	放棄した債権の報告について	13
報 告 第 19 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	15
報 告 第 20 号	株式会社とよま振興公社の経営状況について	16
報 告 第 21 号	株式会社いしこしの経営状況について	17
報 告 第 22 号	登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	18
報 告 第 23 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	21
議 案 第 64 号	令和元年度登米市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 65 号	令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 66 号	令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 67 号	令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 68 号	令和元年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 69 号	令和元年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 70 号	令和元年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 71 号	令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 72 号	令和元年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 73 号	令和元年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 74 号	登米市市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	22
議 案 第 75 号	登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	23

議案第76号	登米市下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	28
議案第77号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について	36
議案第78号	登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について	38
議案第79号	登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について	41
議案第80号	登米市クリーンセンター条例の一部を改正する条例について	43
議案第81号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	44
議案第82号	工事請負契約の締結について	45
議案第83号	財産の処分について	46
認定第1号	平成30年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	47
認定第2号	平成30年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	48
認定第3号	平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	49
認定第4号	平成30年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	50
認定第5号	平成30年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	51
認定第6号	平成30年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	52
認定第7号	平成30年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	53
認定第8号	平成30年度登米市水道事業会計決算認定について	54
認定第9号	平成30年度登米市病院事業会計決算認定について	55
認定第10号	平成30年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	56

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	千 葉 幸 毅
住 所	登米市東和町

報告第 14 号

継続費精算報告について

平成30年度登米市一般会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

平成30年度 登米市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較												
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳											
					特定支出金	地方債	その他		一般財源	特定支出金	地方債		その他											
														国県支出金	一般財源	国県支出金	地方債	その他						
3	2	児童福祉費	29年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				218,244,000	6,805,000	200,800,000																		
	3	児童福祉費	30年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				261,028,000	9,433,000	239,000,000																		
	計	児童福祉費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				479,272,000	16,238,000	439,800,000																		
8	2	道路橋りょう費	28年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				41,434,000		41,400,000																		
	30	道路橋りょう費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				111,882,000		111,800,000																		
	計	道路橋りょう費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				153,316,000		153,200,000																		
10	2	保健体育費	29年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				215,763,000	85,854,000	123,400,000																		
	30	保健体育費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				283,424,000		269,200,000																		
	計	保健体育費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
				499,187,000	85,854,000	392,600,000																		

(別紙)

平成30年度 登米市宅地造成事業特別会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体				実 績				比 較			
				計 画				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳			
				年割額	左 の 財 源			支出済額	特 定 財 源			年割額と支出済額の差	特 定 財 源		
					国県支出金	地方債	一般財源		国県支出金	地方債	一般財源		国県支出金	地方債	一般財源
1	事業費	1 企業用地造成事業費	28年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			29年度	90,436,000			90,436,000	50,242,000			△40,194,000	40,194,000			40,194,000
			30年度	160,775,000			129,815,000	200,967,901			71,153,760	△40,192,901			859 △40,193,760
			計	251,211,000			220,251,000	251,209,901			30,959,760	1,099			859 240

報告第 15 号

平成 30 年度登米市水道事業会計継続費精算報告について

平成 30 年度登米市水道事業会計の継続費に係る事業が完了したため、継続費精算報告書を調製したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

平成30年度 登米市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体				計 画				実 績				比 較			
			年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源内訳			損益勘定 留保資金			
				企業債	国庫補助金	出資金		損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金		出資金	企業債	国庫補助金		出資金		
11	1	建設費 下りの松ポンプ場整備事業	755,028,000	436,000,000	22,814,000	181,700,000	114,514,000	755,028,000	436,000,000	22,814,000	181,700,000	114,514,000	0	0	0	0	0	0
			1,113,472,000	635,300,000	33,153,000	270,000,000	175,019,000	1,018,420,560	635,300,000	33,153,000	246,300,000	103,667,560	95,051,440	0	0	23,700,000	71,351,440	
			573,214,000	332,900,000	18,371,000	138,700,000	83,243,000	404,667,360	174,000,000	16,364,000	96,200,000	118,103,360	168,546,640	158,900,000	2,007,000	42,500,000	34,860,360	
								253,902,600	158,900,000	2,007,000	66,200,000	26,795,600	△ 253,902,600	△ 158,900,000	△ 2,007,000	△ 66,200,000	△ 26,795,600	
		計	2,441,714,000	1,404,200,000	74,338,000	590,400,000	372,776,000	2,432,018,520	1,404,200,000	74,338,000	590,400,000	363,080,520	9,695,480	0	0	0	9,695,480	

報告第 16 号

平成 30 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

健全化判断比率	平成 30 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.96
連結実質赤字比率	—	16.96
実質公債費比率	7.4	25.0
将来負担比率	95.7	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 17 号

平成 30 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	18.9
老人保健施設事業会計	—
下水道事業特別会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が 20％以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 18 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成 22 年登米市条例第 43 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成 31 年 3 月 29 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 30 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
登米市育英 資金貸付基 金	第 2 号該当 (免責)	1 人	1 件	20,000 円	時効 10 年
	平成 8 年度	1 人	1 件	20,000 円	合計人数のうち実 人数は 1 人
	計	1 人	1 件	20,000 円	

債権放棄年月日：平成 31 年 3 月 29 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 30 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 1 号該当 (生活困窮)	1 人	7 件	57,405 円	時効 2 年
	平成 26 年度	1 人	7 件	57,405 円	合計人数のうち実 人数は 16 人
	第 2 号該当 (免責)	4 人	11 件	109,908 円	
	平成 25 年度	2 人	4 件	76,140 円	
	平成 26 年度	1 人	3 件	24,840 円	
	平成 28 年度	1 人	4 件	8,928 円	

	第 5 号該当 (行方不明)	13 人	33 件	142,922 円	
	平成 23 年度	1 人	2 件	8,995 円	
	平成 24 年度	1 人	2 件	7,245 円	
	平成 25 年度	2 人	8 件	16,975 円	
	平成 26 年度	3 人	3 件	67,668 円	
	平成 27 年度	5 人	15 件	37,863 円	
	平成 29 年度	1 人	3 件	4,176 円	
	計	18 人	51 件	310,235 円	

債権放棄年月日：平成 31 年 3 月 29 日

債権の名称	債権放棄の事由	平成 30 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 1 号該当 (生活困窮)	2 人	10 件	237,554 円	時効 3 年 合計人数のうち実 人数は 19 人
	平成 22 年度	1 人	7 件	158,948 円	
	平成 23 年度	1 人	3 件	78,606 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	6 人	9 件	1,728,793 円	
	平成 12 年度	1 人	1 件	31,710 円	
	平成 17 年度	1 人	1 件	134,894 円	
	平成 18 年度	1 人	1 件	238,890 円	
	平成 22 年度	1 人	1 件	4,643 円	
	平成 26 年度	1 人	3 件	269,855 円	
	平成 27 年度	1 人	2 件	1,048,801 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	12 人	17 件	294,834 円	
	平成 22 年度	2 人	2 件	10,290 円	
	平成 23 年度	1 人	1 件	20,700 円	
	平成 24 年度	5 人	10 件	152,574 円	
	平成 25 年度	1 人	1 件	15,680 円	
	平成 26 年度	3 人	3 件	95,590 円	
	計	20 人	36 件	2,261,181 円	

報告第 19 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第20号

株式会社とよま振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社とよま振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 21 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第22号

登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等 の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和元年8月9日、登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 9 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
（登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年登米市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 19 条の 2 第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 20 条第 1 項及び第 23 条第 5 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

（登米市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 登米市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 16 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 16 条第 1 号から第 4 号まで」に改める。

（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 4 条 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年登米市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 2 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

報告第 23 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和 解 内 容
交通事故	令和元年 7 月 16 日	平成 30 年 10 月 1 日、職員が登米市中田町浅水地内の国道 342 号線を公用車で走行していたところ、荷台に積んでいた廃材をまとめていたロープが緩み、廃材が横にずれた際に対向車線を走行していた相手方車両に衝突したものの。	884,261 円 その余の請求を 放棄
交通事故	令和元年 7 月 16 日	平成 31 年 4 月 17 日、迫町佐沼字中江 5 丁目 11 番地 5（佐沼警察署敷地内）の駐車場において、職員の運転する公用車が相手方車両と出合い頭に衝突したものの。	31,500 円 その余の請求を 放棄

議案第 74 号

登米市市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

登米市市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市市長等の給料の月額の特例に関する条例

(市長の給料月額の特例)

第 1 条 市長の給料の月額は、令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 4 月 28 日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号。以下「給与等条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、給与等条例別表第 1 の給料月額欄に掲げる額（以下「基礎額」という。）から当該基礎額に 100 分の 30 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額及び特例期間中に退職した場合の退職時の給料の月額は、基礎額とする。

(副市長の給料月額の特例)

第 2 条 副市長の給料の月額は、特例期間に係るものに限り、給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、基礎額から当該基礎額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額及び特例期間中に退職した場合の退職時の給料の月額は、基礎額とする。

(教育長及び病院事業管理者の給料月額の特例)

第 3 条 教育長及び病院事業管理者の給料の月額は、特例期間に係るものに限り、給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、基礎額から当該基礎額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額及び特例期間中に退職した場合の退職時の給料の月額は、基礎額とする。

(特例期間の特例)

第 4 条 前 3 条の規定にかかわらず、令和元年 10 月 1 日に市長であった者が、令和 3 年 4 月 28 日前に退職した場合は、当該退職した日を特例期間の終期とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第75号

登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の制定について

登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

3 前項の報酬には、基本報酬（フルタイム会計年度任用職員の給料に相当するものをいう。以下同じ。）、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

(給料及び基本報酬の額)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料月額、その職員が登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号。以下「給与条例」という。）第4条に規定する給料表の適用を受ける職員であるとした場合に当該職員が適用を受ける各給料表の1級（医療職給料表（1）の適用を受けることとなる職員にあって

は4級、医療職給料表（3）の適用を受けることとなる職員で規則で定めるもの（あつては2級）における最高号俸の給料月額を超えない範囲内で、給与条例が適用される一般職の常勤職員（以下「常勤職員」という。）との権衡、その職務の内容、責任の軽重、職務遂行上必要となる知識、技術及び経験、勤務の形態等を考慮して任命権者が定める額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次のとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 その者の1週間当たりの勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるものとして前項の規定を適用して得た額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）第2条第1項に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 次項で定める額に7.75を乗じて得た額

(3) 時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 給与条例第17条第2項の規定の例により計算して得た額。この場合において、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基準月額」と読み替えるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び基本報酬については、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

（給料及び基本報酬の支給等）

第4条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、規則で定める期日に支給する。

3 前条第2項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員に対する基本報酬は、その者が職員となった日から退職した日まで支給するものとし、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときの基本報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。ただし、職員が死亡したときは、その月の末日までの基本報酬を支給する。

4 前条第2項第2号及び第3号に規定するパートタイム会計年度任用職員に対する

基本報酬は、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて支給する。

(手当等の支給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員に対する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給は、常勤職員の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員に対する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬の支給は、常勤職員の手当の支給の例による。

(期末手当の支給等)

第6条 会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月以上のものであつて規則で定めるものに、常勤職員の例により期末手当を支給する。

2 給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条第4項中「職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額、日額又は時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては規則で定める額」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、期末手当を支給することができる。

(1) 会計年度任用職員としての任期の定めが、1会計年度内において6月以上となったとき。

(2) 会計年度の初日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定めが、前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めと合計し6月以上となったとき。

(給与の減額)

第7条 給与条例第13条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「休暇」とあるのは、「有給の休暇」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 給与条例第17条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額、パートタイム会計年度任用職員にあつては基準月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額」と読み替えるものとする。

(費用弁償の支給等)

第9条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条の4第1項各号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

3 前項の費用弁償の額は、登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の例による。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表外国語指導助手の項を削る。

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

第23条の2第4項中「臨時又は非常勤の労務職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項の規定により任用された労務職員」に改める。

（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

4 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第24条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第24条 地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

- 2 会計年度任用職員の給料は、職員との権衡、その職務の内容、責任の軽重、職務遂行上必要となる知識、技術及び経験、勤務の形態等を考慮して管理者が定める額とする。
- 3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当及び地域手当とする。

議案第76号

登米市下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

登米市下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市下水道事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(登米市組織条例の一部改正)

第1条 登米市組織条例（平成17年登米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(9) 下水道に関すること。」を削る。

(登米市情報公開条例の一部改正)

第2条 登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(登米市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(登米市特別会計条例の一部改正)

第4条 登米市特別会計条例（平成17年登米市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(登米市基金条例の一部改正)

第5条 登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中(12)の項を削り、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項から(23)の項までを1項ずつ繰り上げる。

(登米市下水道条例の一部改正)

第6条 登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第1条中「登米市の」を削る。

第2条第15号中「規則で」を「、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第4条第2号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条から第10条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第10条の3第3号及び第5号、第10条の4第1号、第10条の5第2号、第10条の7第6号並びに第12条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第13条及び第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条中「規則に」を「上下水道事業管理規程で」に、「市長」を「管理者」に改める。

第19条第1項第1号ただし書及び第2号、第2項並びに第3項、第23条から第26条まで、第28条第1項及び第2項、第29条第1項ただし書及び第2項並びに第30条中「市長」を「管理者」に改める。

第31条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(登米市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第7条 登米市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例（平成17年登米市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条、第8条、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条、第13条第2項、第14条から第16条まで、第17条第1項及び第2項ただし書並びに第18条中「市長」を「管理者」に改める。

(登米市浄化槽整備推進事業条例の一部改正)

第8条 登米市浄化槽整備推進事業条例（平成17年登米市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の法令で定めるもののほか、浄化槽の設置、維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第2号中「（昭和 58 年法律第 43 号）」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第6条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条、第9条、第10条、第12条第1項第1号ただし書及び第2号並びに第2項、第14条並びに第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第18条から第21条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「第3条」を「登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 216 号）別表第2」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第23条中「規定で」を「管理者が」に改める。

（登米市農業集落排水事業条例の一部改正）

第9条 登米市農業集落排水事業条例（平成 17 年登米市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の2第1項の規定に基づき、登米市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関して」を「農業集落排水処理施設の設置、維持及び管理に関し」に改める。

第2条第9号中「規則で」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第3号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第7条から第9条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第2号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第14条、第16条第1項第1号ただし書及び第2号並びに第2項、第19条並びに第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第 21 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項ただし書、第 24 条第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 25 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 27 条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表を削る。

(登米市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第 10 条 登米市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 17 年登米市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 4 条第 3 項、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条から第 13 条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(登米市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 11 条 登米市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「登米市水道事業」を「水道事業」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(法の全部適用)

第 1 条の 2 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第 2 条第 1 項中「登米市水道事業（以下「水道事業」という。）」を「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、別表第 1 のとおりとする。

3 下水道事業の経営の規模は、別表第 2 のとおりとする。

第 2 条第 4 項を削る。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」とい

う。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「（以下「管理者」という。）」を削り、同条第 2 項中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に、「水道事業所」を「上下水道部」に改める。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 7 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「市長」を「管理者」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 2 条関係）

給水区域	給水人口（人）	1 日最大給水量 （立法メートル）
登米市東和町米川字余玉の全域及び東和町錦織字山沢の一部並びに登米市石越町北郷字西門及び石越町南郷字西門沖・館前・小谷地前の各一部を除く登米市全域並びに遠田郡涌谷町小里字長泥・上剣崎の全域及び岸ヶ森の一部	81,340	34,090

別表第 2（第 2 条関係）

(1) 公共下水道事業

区分	処理区名	計画区域面積 （ヘクタール）	計画人口 （人）	計画 1 日最大 汚水量（立方 メートル）
公共下水道	迫処理区	893.0	16,069	7,189
特定環境保 全公共下水 道	迫処理区	284.5	5,197	2,783
	米谷・錦織処 理区	89.8	2,130	726
	豊里処理区	293.0	4,130	1,760

	迫川処理区	139.4	1,656	571
	津山処理区	96.0	2,200	1,052

(2) 農業集落排水事業

地区名	計画区域面積 (ヘクタール)	計画人口 (人)	計画1日最大汚水量 (立法メートル)
新田地区	108.0	2,110	696.0
茂栗地区	42.7	430	141.9
米川地区	167.0	1,440	432.0
石森地区	40.0	1,400	462.0
宝江地区	54.0	2,080	686.4
新小路地区	43.0	1,060	349.8
弥勒寺地区	164.0	1,640	538.0
長谷地区	100.0	1,200	360.0
大泉地区	110.0	970	291.0
白鳥地区	57.7	580	188.1
上谷地地区	7.0	100	33.0
西野地区	114.9	2,470	854.7
桜岡地区	30.0	1,300	428.0
後小路地区	13.5	420	139.0
中津山地区	260.0	4,100	1,353.0
桜岡第2地区	63.0	990	326.7
町吉田地区	36.3	400	128.7
善王寺地区	42.9	510	155.1
中津山第2地区	97.0	760	250.8
東千貫地区	30.0	150	49.5
平塚地区	90.0	530	174.9
砥落地区	10.0	130	39.0
新高石地区	144.0	2,920	963.6
大袋地区	27.0	340	112.2
畑岡地区	81.0	1,270	419.1
沢田地区	160.0	940	282.0

(3) 浄化槽事業

区分	計画区域
特定地域生活排水処理施設	公共下水道事業及び農業集落排水事業 の計画区域以外の区域
個別排水処理施設	

(登米市上水道事業運営審議会設置条例の一部改正)

第 12 条 登米市上水道事業運営審議会設置条例（平成 17 年登米市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「登米市上水道事業（以下「水道事業」という。）」を「水道事業」に改める。

第 2 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に、「上水道事業」を「水道事業」に改める。

(登米市水道事業給水条例の一部改正)

第 13 条 登米市水道事業給水条例（平成 17 年登米市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「登米市水道事業の設置等に関する条例」を「登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

第 4 条第 2 項中「登米市水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(登米市下水道事業運営審議会条例の一部改正)

第 14 条 登米市下水道事業運営審議会条例（平成 17 年登米市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項」を「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条」に改める。

第 2 条第 2 項中「市長が任命」を「管理者が委嘱」に改める。

第 5 条中「市長」を「管理者」に改める。

(登米市公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収条例の一部改正)

第 15 条 登米市公共下水道事業区域外流入受益者分担金徴収条例（平成 19 年登米市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 5 条及び第 8 条中「市長」を「管理者」に改める。

(登米市ふるさと応援寄附金条例の一部改正)

第 16 条 登米市ふるさと応援寄附金条例（平成 20 年登米市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 3 条第 1 項の表(17)の項」を「第 3 条第 1 項の表(15)の項」に改める。

(登米市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 17 条 登米市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 22 年登米市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(登米市債権管理条例の一部改正)

第18条 登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「規則」の次に「又は企業管理規程（以下「規則等」という。）」を加える。

第9条、第15条第1項第7号及び第16条中「規則」を「規則等」に改める。

(登米市まちづくり基本条例の一部改正)

第19条 登米市まちづくり基本条例（平成24年登米市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業所」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第77号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例について

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「）の」を「）が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

第11条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月 5 日から施行する。

議案第 78 号

登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部 を改正する条例について

登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年登米市条例第 39 号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
（登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年登米市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

（登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年登米市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第 3 条 登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「月額」の次に「（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の月額（登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）に規定する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する額を除く。））」を加える。

（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 4 条 登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 45

号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）」を「法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 5 条 登米市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（イ）中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第 3 条第 7 号中「第 2 条の 3 第 3 号」の次に「又は第 2 条の 4」を加える。

第 7 条第 2 項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員を除く。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「した職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 17 条第 2 号中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される登米市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第 6 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される登米市職員の処遇等に関する条例

(平成 19 年登米市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第 7 条 登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成 19 年登米市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第79号

登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例 について

登米市立幼稚園授業料等徴収条例（平成17年登米市条例第80号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

登米市立幼稚園授業料等徴収条例（平成 17 年登米市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市立幼稚園預かり保育料徴収条例

第1条中「授業料及び預かり保育料（以下「授業料等」という。）」を「預かり保育料」に改める。

第2条の見出し中「授業料等」を「預かり保育料」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「別表第2及び別表第3」を「別表第1及び別表第2」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「授業料等」を「預かり保育料」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条の見出し及び同条中「授業料等」を「預かり保育料」に改める。

第4条の見出し中「授業料」を「預かり保育料」に改め、同条中「授業料等」を「預かり保育料」に改める。

第5条の見出し中「授業料」を「預かり保育料」に改め、同条中「授業料等」を「預かり保育料」に改める。

第6条の見出し及び同条中「授業料等」を「預かり保育料」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考5を削り、同表備考6中「及び備考5」を削り、同表中備考6を備考5とし、同表を別表第1とする。

別表第3備考4を削り、同表備考5中「及び備考4」を削り、同表中備考5を備考4とし、同表を別表第2とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（同表を別表第 1 とする部分を除く。）及び別表第 3 の改正規定（同表を別表第 2 とする部分を除く。）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第80号

登米市クリーンセンター条例の一部を改正する条例について

登米市クリーンセンター条例（平成17年登米市条例第136号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

登米市クリーンセンター条例（平成17年登米市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「登米市豊里町平林 111 番地 7」を「登米市豊里町笑沢 153 番地 22」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

議案第81号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例

登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第29条中「指定給水装置工事事業者登録手数料」の次に「及び指定給水装置工事事業者登録更新手数料」を加える。

第36条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

「
別表第2中

1 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件	30,000
--------------------	----	--------

 を

「

1 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件	10,000
2 指定給水装置工事事業者登録更新手数料	1件	7,000

 に、「2 給水

装置工事設計審査手数料」を「3 給水装置工事設計審査手数料」に、「3 道路占用申請事務手数料（全口径）」を「4 道路占用申請事務手数料（全口径）」に、「4 給水装置工事しゅん工検査手数料」を「5 給水装置工事しゅん工検査手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 82 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 豊里こども園新築工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 4 2 6, 6 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 只野組・只野建設特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 宮城県登米市豊里町新田町 193 番地の 4 |
| | 株式会社 只野組 |
| | 代表取締役 只野 佳旦 |
| | 構成員 宮城県登米市豊里町川前 150 番地 |
| | 株式会社 只野建設 |
| | 代表取締役 只野 利幸 |

議案第83号

財産の処分について

次のとおり財産の譲渡契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 契約の目的 財産（不動産）の譲渡

2 譲渡する物件

所在	地目	地積
登米市迫町北方字大洞104番18	雑種地	6,726平方メートル
登米市迫町北方字大洞104番25	雑種地	1,373平方メートル
登米市迫町北方字大洞104番26	雑種地	570平方メートル
登米市迫町北方字大洞104番27	雑種地	1,347平方メートル

3 契約の金額 73,840,000円

4 契約の相手方 兵庫県加古川市米田町船頭440番地 株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 長岡 豊

認定第 1 号

平成30年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第2号

平成30年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第 3 号

平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第4号

平成30年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第5号

平成30年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第6号

平成30年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第7号

平成30年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第 8 号

平成30年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第9号

平成30年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第10号

平成30年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣